

海岸災害関連事業費

有明地区

(三池海岸、大和海岸、昭代海岸)

漂着流木等処理工事

特別仕様書

令和7年1月

福岡県筑後農林事務所

第1条（適用範囲）

この特別仕様書は、福岡県筑後農林事務所（以下「発注者」という）が発注する漂着流木等処理工事に適用する。

第2条（目的）

本件は、風水害により発生した農地海岸への漂着流木等の処理を目的とする。

第3条（遵守事項）

本件は、契約書、本特別仕様書による他、次の各号に定める法令、規則に基づいて実施するものとする。契約書等に明示されていない事項等であっても、実施上当然必要とする事項は、請負者において実施するものとする。

- （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）
- （2）労働安全衛生法
- （3）海岸漂着危険物対応ガイドライン
- （4）海岸漂着危険物ガイドブック
- （5）その他関係法令等

第4条（請負者の責務）

請負者は、契約の履行にあたって業務の意図及び目的を十分理解した上で業務に適用すべき関係法令に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。

第5条（業務場所）

福岡県大牟田市昭和開 地内（三池第一海岸）
福岡県みやま市高田町昭和開 地内（三池第一海岸、三池第二海岸）
福岡県柳川市大和町大坪 地内（大和海岸）
福岡県柳川市昭南町 地内（昭代海岸）

第6条（漂着物の計測）

請負者は、撤去作業にあたり次の各号に掲げる体積量の計測を実施しなければならない。

- （1）漂着物の50m測点毎に漂着物の横断を計測し撤去数量を把握する。なお、変化点も計測する。また、始点、終点も測点管理を行う。
- （2）横断の計測で漂着物の数量が少量で計測しにくい場合は、各測点の10m間で集積し、体積を計測する。
- （3）仮置き場で仕分けした種類ごとに計測する。

処理体積の算定にあたってはオベリスク法を基本とし、これによりがたい場合は監督職員と協議する。

なお、木くず類は圧縮し比率を算出する。比率の算定にあたっては3回以上計測し、その平均値を当該工事の圧縮率とする。

廃プラ類を土のうに入れて処理する場合は、袋の幅・奥行・高さを計測し容量を算定する。

第7条（処分作業）

- 1 請負者は、契約書及び設計図書に示す範囲の処分をしなければならない。
- 2 請負者は、分別作業において廃棄物処理法による廃棄物の仕分けを行い、適正に処分しなければならない。
また、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1）業務の実施前に関係機関に連絡を行うこと。
 - （2）業務の場所は、分別・積み込み作業等を慎重に進め、処分対象物を敷地内外に散乱させないように作業を進めなければならない。
 - （3）業務の実施にあたり、作業従事者の健康及び他に害を及ぼさないよう関係法令等を遵守し対策を講じなければならない。
- 3 廃棄物の処分場は、監督職員の了解を得ること。

第8条（交通安全対策）

工事の実施については、請負者は関係法令等を遵守し一般交通者及び車両等の交通の害にならないものとし、必要な場合は危険防止の対策を講じなければならない。

第9条（疑義）

工事の実施にあたり、疑義が生じた事項については、速やかに監督職員と協議しなければならない。

第10条（写真管理）

請負者は、業務の実施にあたり、着工前、作業中、完了の各作業段階、並びに処分先の写真を撮影整理し、発注者へ提出しなければならない。

また、第6条の計測の写真管理を実施しておくものとする。

なお、第6条（2）においては、集積前の状況をポールやテープ等で対比し撮影しておかなければならない。

第11条（提出書類）

請負者は、下記に掲げる書類等を備え、これを整理し提出しなければならない。

- （1）作業写真 1部（作業着手前、作業中の段階毎、作業完了後）
- （2）その他作業の確認に必要な書類（着工前の計測、数量計算書及び横断図、仮置き場での計測、数量計算書及び展開図、空隙率の測定、マニフェストなど） 1部

第12条（熱中症対策に資する現場管理費の補正）

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- 2 用語の定義は次のとおりである。

- （1）真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。

なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、7月～9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間を含めた工期の設定を行っている場合の余裕期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

3 請負者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した工事打合書を作成し、監督員へ提出する。

4 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は請負者の負担とする。

5 請負者は、監督員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 補正係数 : 1.2